

## [事案 2020-166] 新契約無効請求

・令和3年2月3日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成24年2月に契約した利率変動型積立保険について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)本契約は、自動更新すると保険料が増額するにもかかわらず、募集人は、「保険料はずっと上がらないのか。」という質問に対し、「ずっと上がらない。」と回答した。
- (2)死亡保険金を受け取ると所得税が課されるにもかかわらず、募集人は、「死亡保険金に税金はかからないのか。」との質問に対し、「かからない。」と回答した。

### <保険会社の主張>

保険料や保険金の税務について、申立人の主張するようなやり取りは無かったため、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)死亡保険金に税金はかからないとの誤説明がなされたとまでは認められないものの、申立人が証拠として提出したLINEのやり取りからすると、募集人の陳述には不自然な点があり、募集人の陳述全体の信用性に疑問を感じるため、誤説明の可能性は否定できない。
- (2)被保険者は申立人の長男だが、保険事故が発生した場合に、付加された死亡保険金額と同等の経済的損害や経済的負担が、保険金受取人である申立人に生じるとは認められないため、死亡保険金額の合理性や必要性に疑問がある。また、死亡保障の最低取扱額についての募集人の認識は誤っており、申立人がどの程度の死亡保障を必要としているかの意向確認が適切に行われていなかったといえる。
- (3)申込書には、事実と異なる職業と年収が記載されており、これらの記載が、募集人からの働きかけによるものであったか否かは必ずしも明らかではないが、募集人は事実と反することは承知しており、少なくとも事実と反する記載を容認していたことになるため、募集人の対応として不適切であったといえる。また、保険会社の内規では、被保険者との面談が必要とされていたが、募集人は面談をしていなかった。